



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
3月31日  
号外(9)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 人事委員会規則

- ※管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 1
- ※滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 2
- ※職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- ※職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- ※職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則..... 3
- ※職員等の特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則..... 3

### ○ 人事委員会告示

- ※職員等の任用に関する規則の実施細則の一部改正..... 4
- ※給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正..... 4
- ※職員等の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正..... 4
- ※滋賀県職員等の給与等に関する条例第12条の3第1項の規定に基づき人事委員会が指定する特勤公署に準ずる公署の指定の一部改正..... 4

## 人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

### 滋賀県人事委員会規則第7号

#### 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年滋賀県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1知事部局の項中「県民情報室長」の右に「、財産活用推進室長、びわこボートレース局長、美の魅力発信推進室長」を、「観光企画室長」の右に「、農業団体指導検査室長」を加え、「、建築指導室長」を削り、「広域連携・万博推進室長」を「広域政策・万博推進室長」に改め、「、美の魅力発信推進室長」を削り、「競技・式典室長」を「広報・県民運動室長、競技運営室長」に改め、「、農業団体指導検査室長」を削り、「高速・幹線道路推進室長」の右に「、建築指導室長」を、「室長補佐」の右に「、マーケティングマネージャー」を加える。

#### 別表第2中

「 美術館	館長、副館長、総括学芸員、課長、教育・コミュニケーション室長	」を
「 美術館	館長、副館長、総括学芸員、課長	」に、
「 琵琶湖博物館	館長、副館長、上席総括学芸員、部長、課長、総括学芸員、課長補佐、室長補佐	」を
「 琵琶湖博物館	館長、副館長、上席総括学芸員、部長、課長、総括学芸員、課長補佐	」に、
「 農業技術振興センター	所長、次長、農業大学校長、部長、研究企画室長、茶業指導所長、農業大学校副校長	」を

「農業技術振興センター	所長、次長、農業大学校長、部長、研究企画室長、茶業指導所長、 農業大学副校長、室長補佐	」に、
「図書館	館長、副館長、総務課長	」を
「図書館	館長、副館長、課長	」に

改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

滋賀県人事委員会規則第8号

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年滋賀県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表24滋賀県市町村職員研修センターの表中「事務局次長」の右に「、参事、主幹」を加える。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

滋賀県人事委員会規則第9号

職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員等の給与の支給等に関する規則(昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の項中「県民情報室長」の右に「、財産活用推進室長、びわこボートレース局長、美の魅力発信推進室長」を、「観光企画室長」の右に「、農業団体指導検査室長」を加え、「、建築指導室長」を削り、「自動車税事務所長」を「自動車税事務所長」に、「高等技術専門校長」を「高等技術専門校長」に、「広域連携・南部環境事務所長」を「広域連携・万博推進室長」に改め、「、美の魅力発信推進室長」を削り、「競技・式典室長」を「広報・県民運動室長、競技運営室長」に改め、「、農業団体指導検査室長」を削り、「高速・幹線道路推進室長」の右に「、建築指導室長」を、「環境事務所長」の右に「(南部環境事務所長を除く。)」を加え、「、中部森林整備事務所次長」を削り、「健康福祉事務所の次長」を「健康福祉事務所の次長」に、「美術館の総括学芸員および食肉衛生検査所次長」を「美術館総括学芸員」に、「高等技術専門校長代理」を「高等技術専門校長代理」に、「自動車税事務所の課長」を「自動車税事務所の課長」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

滋賀県人事委員会規則第10号

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和46年滋賀県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5福祉職給料表級別資格基準表の表中

一	般	正規の試験	上級	大学卒		3	6	2	4
					0	3	9	11	15
一	般	正規の試験	中級	短大卒		5.5	6	2	4
					0	5.5	12	14	18

を

一	般	正規の試験	上級	大学卒		3	6	2	4
					0	3	9	11	15
一	般	正規の試験	中級	短大卒		5.5	6	2	4
					0	5.5	12	14	18
一	般	正規の試験	初級	高校卒		8	別に定める。	別に定める。	別に定める。
					0	8			

に

改める。

別表第5の5福祉職給料表初任給基準表の表中

一	般	正規の試験	上級		1級25号給
			中級		1級15号給

を

一	般	正規の試験	上級		1級25号給
			中級		1級15号給
			初級		1級5号給

に

改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

滋賀県人事委員会規則第11号

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年滋賀県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号ア中「100分の112以上100分の119」を「100分の107以上100分の114」に、「100分の132以上100分の139」を「100分の127以上100分の134」に改め、同号イ中「100分の105超100分の112」を「100分の100超100分の107」に、「100分の125超100分の132」を「100分の120超100分の127」に改め、同号ウおよびエ中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号ア中「100分の51」を「100分の48.5」に、「100分の61」を「100分の58.5」に改め、同号イおよびウ中「100分の49.5」を「100分の47」に、「100分の59.5」を「100分の57」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員等の特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

滋賀県人事委員会規則第12号

## 職員等の特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

職員等の特勤手当等に関する規則(昭和45年滋賀県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

## 別表(第2条関係)

所在地	公署	級別区分
高島市今津町角川 甲賀市信楽町多羅尾	滋賀県高島土木事務所河川砂防課(石田川ダム管理事務所) 滋賀県甲賀市立多羅尾小学校	1級地
大津市葛川中村町 大津市葛川中村町 近江八幡市沖島町	滋賀県大津市立葛川中学校 滋賀県大津市立葛川小学校 滋賀県近江八幡市立沖島小学校	3級地
高島市朽木中牧	滋賀県高島市立朽木西小学校本校	4級地

## 付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 人 事 委 員 会 告 示

## 滋賀県人事委員会告示第2号

昭和30年滋賀県人事委員会告示第3号(職員の任用に関する規則の実施細則)の一部を次のように改正する。  
令和5年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

別表中「判定員の職」を「心理判定員の職」に改める。

## 付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## 滋賀県人事委員会告示第3号

昭和35年滋賀県人事委員会告示第3号(給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

第2項第1号および第3項中「滋賀県健康医療福祉部感染症対策課」を「滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課」に改め、第4項中「滋賀県健康医療福祉部感染症対策課」を「滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課」に、「滋賀県健康医療福祉部医療保険課」を「滋賀県健康医療福祉部医療保険課 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局」に改める。

## 付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## 滋賀県人事委員会告示第4号

平成19年滋賀県人事委員会告示第2号(職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

第2項第1号イ(ニ)を次のように改める。

(ニ) 心理判定員の職

## 滋賀県人事委員会告示第5号

平成22年滋賀県人事委員会告示第1号(滋賀県職員等の給与等に関する条例第12条の3第1項の規定に基づき人事委員会が指定する特勤公署に準ずる公署の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

「滋賀県長浜土木事務所河川砂防課(姉川ダム管理事務所)  
滋賀県北川水源地域振興事務所  
滋賀県甲賀警察署多羅尾警察官駐在所  
滋賀県甲賀市立朝宮小学校 を 滋賀県木之本警察署永原警察官駐在所 に改める。  
滋賀県甲賀市立多羅尾小学校 」 滋賀県高島警察署船木警察官駐在所  
滋賀県高島警察署古賀警察官駐在所  
滋賀県高島警察署朽木警察官駐在所 」

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

